

母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令案に関する意見募集の結果について

令和8年10月1日
こども家庭庁成育局母子保健課

母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令案について、令和8年8月4日（火）から同年9月2日（水）まで御意見を募集したところ、計17件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

案に対する御意見の要旨	御意見に対するこども家庭庁の考え方
不妊手術実施報告票の「手術を受けた者の氏名」を「手術を受けた者の番号」に改めることについて、個人情報保護の観点から適切であり、直接個人を識別できる情報の収集を減らすべきとの考えから賛成する。	府令案への賛成の御意見として承ります。
「手術を受けた者の番号」について、その種類・定義、付番主体・方法、付番する範囲、利用目的、氏名等との対応関係、保存期間、訂正・再提出・照会・本人からの開示請求時の取扱い等を明確にすることを求める。また、医療機関のカルテ番号等を使用する場合にはその旨を明示し、個人番号（マイナンバー）は使用しないことを明確にすることを求める。	制度の適切な運用に必要な事項については、通知においてお示しする予定です。
今回の番号化が、個人情報保護を目的とするものなのか、行政事務の効率化を目的とするものなのか、あるいはその他の目的によるものなのか、具体的な必要性・効果を明確にされたい。	事務において必ずしも必要ではない個人情報の取り扱いを不要とし、行政事務の効率化を目的としているものです。
番号から本人を特定することが可能なのか。番号及びそれに紐付く情報が、都道府県、国、医療機関その他の機関の間で共有・提供される可能性について明らかにされたい。	番号から個人を特定し、又は直ちに特定できるものではありません。 番号及びそれに紐付く情報は、医療機関から都道府県知事（政令市及び中核市においては市長）に届出がされ、集計された実施件数について、こども家庭庁の「こどもの福祉と保健に関する状況報告」として集計が行われます。
「手術を受けた者の氏名」を「番号」に改めることにより、番号の取違いや照合の困難化、記録の散逸・照合不能等が生じ、行政上の正確性、透明性、記録の追跡可能性・検	制度の適切な運用に必要な事項を、通知においてお示しする予定です。 なお、旧優生保護法補償金等については、旧優生保護法の規定に基づく不妊手術等に

証可能性、将来の監査、本人による記録の開示請求、権利救済等に支障が生じることを懸念する。特に、旧優生保護法下で行われた不妊手術等の被害について、現在も医療機関等が保有するカルテその他の個人記録が被害者の把握や補償等に利用されていることを踏まえ、過去及び将来の人権侵害の検証や被害回復に必要な記録の追跡可能性を確保することを求める。番号化に当たっては、個人情報保護と記録の正確性・追跡可能性・検証可能性を両立させる具体的な措置を講ずることを求める。	対する補償であり、母体保護法下における不妊手術は対象外であることから、ご指摘は当たらないと考えています。
概要資料において「『手術を受けた者の氏名』を『手術を受けた者の番号』に改める等の改正を行う」と記載されている。「等の改正」と記載されているため、具体的に報告票や申請書のどの項目が変更・削除・追加されるのか提示すること。	『手術を受けた者の氏名』を『手術を受けた者の番号』に改めるにあたって、別記様式第十二号(二)に手術を受けた者の番号を記載するうえでの注意事項の追記をしております。
日本国籍を有しない者に係る受胎調節実地指導員の指定申請について、「本籍」を「国籍等」に改める必要性、法的根拠及び実務上の合理性を明確にすることを求める。また、国籍等について、住民票、旅券その他の公的資料を活用するなど、本人確認を適切に行うことを求める。	特定の地域の法を本国法とする者が届出をするときは、当該地域を届書又は戸籍に記載するものとする戸籍法施行規則の改正に伴い、受胎調節実地指導員の指定申請における記載事項についても、同様に、整備を行うものとなります。
「本籍」を「国籍等」に改めることに伴い、申請者の現住所及び居住実態の確認が不十分とならないよう、住民票等による確認を徹底することを求める。また、都道府県ごとに取扱いが異なることのないよう、国籍等を確認するための標準的な確認書類及び運用基準を示すことを求める。	制度の適切な運用に必要な事項を通知においてお示しする予定です。
外国籍者による受胎調節実地指導員の指定及び母体保護法に基づく制度の適用について、厳格な審査・制限を求める。また、外国籍の指導員が業務を行う場合を含め、患者の国籍等によって予約、相談、医療・指導の機会に差が生じることのないよう、公平かつ中立的な医療提供を徹底することを求める。	本改正は、受胎調節実地指導員の指定要件を変更するものではなく、申請書の記載事項を改めるものです。また、医療の提供に当たっては、関係法令等に基づき適切に対応されるものと承知しています。

パブリック・コメントの募集要領について、法令名の誤記を修正するとともに、誤記された件名で提出された意見についても有効な意見として取り扱うことを明示することを求める。また、意見募集期間と公布予定日の関係を明確にし、提出された意見を検討した上で公布することが明らかとなるよう、スケジュールの記載を見直すことを求める。	ご指摘を踏まえ、募集要領を修正いたしました。いただいたご意見は全て有効なものとして取り扱っております。
「番号」や「国籍等」の具体的な取扱いについて通知、事務連絡、記載要領等で明確にするとともに、改正の効果を検証するための KPI の設定、関係省庁との連携、DX・電子化、行政コストの抑制及び個人情報・医療情報の安全管理を求める。	本改正は、戸籍法施行規則の改正等に伴い、申請書及び報告票の記載事項を所要の範囲で見直すものです。制度の適切な運用に必要な事項を、通知においてお示しする予定です。

その他3件、本案の内容とは関係のないご意見をいただきました。